

令和元年度仙台市水防協議会

議事録

I 開催日時：令和元年6月4日（火）14時00分から15時30分

II 開催場所：TKP ガーデンシティ仙台勾当台 ホール1

III 出席者：会長1名・副会長2名・委員（代理含む）12名 計15名

役職	職名	氏名	備考
会長	仙台市長	郡 和子	
副会長	仙台市副市長	高橋 新悦	
〃	〃 危機管理監	佐々木淳一	
委員	仙台市議会議員	佐藤 正昭	
〃	〃	菊地 崇良	
〃	仙台管区気象台気象防災部長	佐藤 芳昭	代理 小野寺 優
〃	東北運輸局総務部長	谷藤 耕浩	代理 澤村 和則
〃	東日本電信電話株式会社宮城事業部設備部長	氏家 匠七	
〃	東北地方整備局仙台河川国道事務所長	奥田 秀樹	
〃	〃 釜房ダム管理所長	狩野 武志	
〃	宮城県仙台土木事務所長	平塚 智	代理 本郷 雅俊
〃	〃 仙台地方ダム総合事務所長	浅田 信彦	
〃	宮城県警察仙台市警察部長	青山 達二	代理 伏見 節男
〃	公益財団法人宮城県消防協会仙台地区支部長	針生 正一	
〃	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会会長	山田はるみ	欠席
〃	仙台市消防局長	小野 司	

IV 傍聴者：なし

V 議事次第

1 開 会

2 あいさつ 市 長

3 議長選出

4 議 事

令和元年度仙台市水防計画（案）について

5 報告事項

(1) 令和元年度河川巡視結果について

(2) 令和元年度の河川整備等について

(3) 東北地方の季節予報・指定河川洪水予報の警戒レベルについて

(4) 災害発生情報の発令と警戒レベルの導入について

6 閉 会

VI 配付資料

- ・資料 1-1 平成 30 年度 主な災害対応状況
- ・資料 1-2 令和元年度仙台市水防計画（案）について
- ・資料 1-3 令和元年度仙台市水防計画（案）
- ・資料 1-4 洪水浸水想定区域図の作成について（広瀬川・旧笹川）
- ・資料 1-5 七北田川上流域における基準水位の見直しについて
- ・資料 2 令和元年度河川巡視結果
- ・資料 3 令和元年度の河川整備等
- ・資料 4-1 東北地方の季節予報
- ・資料 4-2 指定河川洪水予報の警戒レベルについて
- ・資料 5 災害発生情報の発令と警戒レベルの導入

Ⅶ 会議経過

1 開 会

2 あいさつ 郡市長

3 議長選出

- 条例第七条の規定に基づき水防協議会会長の郡市長が議長とされた。
- 議事録署名委員として、東日本電信電話株式会社宮城事業部設備部長 氏家匠七委員及び宮城県消防協会仙台地区支部長 針生正一委員を指名した。

4 議事

(1) 審議事項 令和元年度仙台市水防計画（案）について

- ・資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 に基づき、事務局（仙台市危機管理室防災計画課長）から説明
- ・資料 1-4、資料 1-5 に基づき、宮城県河川課から説明

（発言要旨）

【議長 郡市長】

令和元年度仙台市水防計画（案）について、ご意見、ご質問等があれば伺う。

【仙台市議会議員 菊地委員】

今回新たに浸水想定区域が示され、対象地域が拡大した件について質問する。水防法の改正が平成 27 年 5 月に行われたにもかかわらず、今回新たな区域が示されるまでに 4 年も要している。なぜこれほど時間がかかったのか、ご説明願う。

【宮城県河川課】

ご指摘の通り、水防法が平成 27 年に改正され、河川の整備の目標とする降雨に対する浸水想定区域から、想定最大規模へと変更され、浸水想定区域図を作成してきた。この対象となる河川は、水防法で洪水予報河川、水位周知河川となっており、県内で 32 河川、33 か所ある。この中で、洪水予報河川を優先して整備し、今年度まで行ってきた状況である。数が非常に多く、またシミュレーションも地形データ等を詳細に反映する必要があったことから、お示しするまでに時間を要してしまい、お詫びを申し上げたい。引き続き、ハード対策のみならず、ソフト対策と一体として取り組んでまいりたいので、ご指導をよろしくお願ひしたい。

【仙台市議会議員 菊地委員】

昨今の災害の特徴を見ると、急激かつ大規模に人命を奪うような事態が発生している。このような状況に鑑みると、人命に影響する場合は、国への要望等も含め、必要な対応を進めていただくことが、きわめて肝心であると考えます。ぜひ引き続き、当該業務についてはご尽力をお願いしたい。

【東日本電信電話株式会社宮城事業部設備部長 氏家委員】

資料 1-2 の③ダムの異常洪水時防災操作について確認したい。これに伴う避難情報の発令時期が概ね 1 時間前、概ね 3 時間前となっているのは、どのような考え方で決められているのか。

【事務局 仙台市危機管理室防災計画課長】

昨年の西日本豪雨を踏まえ、ダムを所管しているダム管理者と協議の上決定した。協議の中で、ダムの異常洪水時防災操作に伴う通知は、法律に基づいて 3 時間前から連絡すると決まっていることが確認できた。それを踏まえて、3 時間前から避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令基準を新たに設けさせていただいた。

【東日本電信電話株式会社宮城事業部設備部長 氏家委員】

法律に基づくという点が一つの根拠であることは了解した。全体的な閾値は 1 時間、もしくは 3 時間でよいと思うが、仙台市の水防対策として、地域事情を踏まえ、時間を増減させるという検討はなかったのか。

【事務局 仙台市危機管理室防災計画課長】

ダム管理者との協議の中で、雨量・放流量により、仙台市までの到達時間をシミュレーションされていることを確認し、このような時間で間に合うと判断した。議論の中では、避難指示（緊急）が、放流開始のタイミングでよいのか、というご意見はあった。ただ、基本的にはひとつ前の避難勧告で全員避難を始めていただくということが国からも示されている。避難指示（緊急）まで待って避難ではなく、避難勧告、つまり 1 時間前から一般住民の方には避難していただく。さらに 3 時間前には、これから 3 時間後に放流する旨を受けて、高齢者等には先に避難していただくということで、実行上も問題ないと考え、議論を進めてきた。

【東日本電信電話株式会社宮城事業部設備部長 氏家委員】

本件については、今後、住民説明会等でご意見いただくことと思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

【議長 郡市長】

令和元年度仙台市水防計画修正案はご承認いただけるか。

【委員一同】

異議なし。

5 報告事項

(1) 令和元年度河川巡視結果について

・資料 2 に基づき、仙台市消防局警防課長から説明

(2) 令和元年度の河川整備等について

・資料 3 に基づき、仙台河川国道事務所長から説明

・資料 3 に基づき、宮城県仙台土木事務所長代理 河川部本郷部長から説明

・資料 3 に基づき、仙台市建設局百年の杜推進部河川課長から説明

(3) 東北地方の季節予報・指定河川洪水予報の警戒レベルについて

・資料 4 に基づき、仙台管区気象台気象防災部長代理 気象防災部小野寺次長
及び説明員から説明

(4) 災害発生情報の発令と警戒レベルの導入について

・資料 5 に基づき、事務局（仙台市危機管理室防災計画課長）から説明

(発言要旨)

【仙台市議会議員 菊地委員】

情報伝達と河川整備に関して、質問をさせていただきます。

まず情報伝達についてであるが、市民に対する情報の周知方法は非常に重要である。資料 1-3 の水防計画（案）の 33 ページに市民に対する周知方法が記載されているが、沿岸部、河川に設置されているスピーカーに懸念がある。これは、津波情報伝達システムで整備されたものも含んでおり、J アラートと連携し一括で発信できるが、一方で、水防に関しては、仙台市あるいは県と国の管轄の違いがあるため、情報の一斉的な瞬時の発信にタイムラグが生じるのではないか。これについて現状どうなのかご説明いただきたい。

もう 1 点は、資料 4、5 に関連した、災害発生情報の発令と警戒レベルの導入に関する事項である。警戒レベル 5 については、命を守るための最善の行動と書かれている。様々な議論があつてこのような表現になったと思うが、一般に水の危険に触れることの少ない市民の方々がどのように行動すべきなのかという、個別具体的な要領を指定しなければ、最善の行動がわからないと考える。これについて、どのように対応しているのか。

【事務局 仙台市危機管理室防災計画課長】

まず 1 点目の情報伝達の件については、現状では先ほど紹介いただいた資料 1-3 の水防計画（案）の 33 ページに掲載している通り、市民への周知方法ということで様々な情報を出している。河川の管理の違いという点では、基本的に河川法に基づき、1 級河川は国、2 級河川は都道府県になっており、その中でも国が管理する大臣管理区間と、それ以外の指定区間等に分かれているというのが現状である。これを踏まえた上での発令の違いに関しては、水防計画（案）の 23 ページをご覧ください。避難勧告等については、災害対策基本法の第 60 条に基づき、市町村長が発令することとなっている。地域の実情に応じた避難行動をとってもらうためには、国及び県からの情報を踏まえ、市が発令するのが最も合理的ではないかと考えている。これについては、タイミングの遅れがないように、27 ページに記載のある情報伝達の系統図に従い、漏れのないように取り組みを行っている。

2 点目の警戒レベル 5 の災害発生情報時の市民の避難行動については、住民説明会の中でも多くの質問が出されている。ここで最も大事なものは、警戒レベル 4 の避難勧

告、避難指示（緊急）の時点で必ず避難していただきたいということである。警戒レベル5で災害が発生している状況では、浸水や土砂の状況がどのようになっているのかケースバイケースであるため、その場にあった最善の方法で、避難の行動をとっていただくことが、国でも議論した結果であると聞いている。

【仙台市議会議員 菊地委員】

1点目に関して、国、県、市で段階的に発令するのが合理的だという話があったが、それは甚だ疑問であり、水防法が制定されたときの趣旨と現状が異なっていると考えられる。水防法、災害救助法、災害対策基本法に関して、行政あるいは国との関わり方等について研究・検討し、必要に応じて法改正も求めていかなければならないと提言する。

2点目の件について、最善の行動がわからないという人がいる。どう行動すればよいのか、そのための備えはどうしたらよいのか、ということ普段から啓発する必要がある。例えば、水害時に「垂直避難してください」、「浮き袋になるようなものを使ってください」というようなことを具体個別に教えていかなければならない。この件は、基礎自治体や県が具体的に取り組んでいく必要があると考える。

2つ目の質問は、施設整備・河川整備関連である。洪水浸水想定区域が変わることにより、施設整備も変わると思う。名取川の河口付近における中州の掘削の必要性や、仙台南部道路における避難階段の設置を今後検討いただきたいと考えている。本日も回答いただく必要はないが、そのような視点も持っていただくよう要望する。

【東北地方整備局仙台河川国道事務所 奥田委員】

名取川について補足させていただく。今年度、上流側から中田地区、日辺地区、藤塚地区について河道の掘削を行い、水を流せる流量をより多く確保できるよう整備を進めている。そのほか、長町地区においては、水が漏れて堤防が決壊するのを防ぐ事業を着実に進めている状況である。

【議長 郡市長】

本市の防災力の向上については、市民・地域の皆様とともに、日々総合力を発揮していかななくてはならない。これは大変重要なことであり、難しいことではあるが、ご理解いただけるよう行政として対応していかなければならない。委員の皆様方にも様々な部分でご助言いただくようお願いする。直近では、6月12日の市民防災の日に総合防災訓練を予定している。ぜひ多くの皆様方にご参加いただければ幸いである。

他になければ、以上で議事の一切を終了する。

6 閉会

以上、事実と相違ないと認める。

令和元年6月26日

仙台市水防協議会委員

氏家匠七 

令和元年7月6日

仙台市水防協議会委員

針生正一 